

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための子育て家庭休業助成金制度

令和3年8月26日 子育て支援局

新型コロナウイルスの感染拡大をより積極的に防止するため、小学校の分散登校等の要請や保育所等への登園自粛により、子どもが登校・登園を控え、休業を余儀なくされた保護者に対し、休業に伴う収入減の一部を補填するための助成制度を創設。

【制度概要】

○ 助成対象者

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、子どもが小学校・保育所等へ登校・登園しなかったことにより休業を余儀なくされ、収入が得られなかった保護者で、

- ・ 3年生以下の小学生
- ・ 特別支援学級、特別支援学校に通う児童・生徒
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園等に通う児童

を持つ「市町村民税非課税世帯」又は「ひとり親世帯」の者。

ただし、休業手当金等公的な給付金などが支給されない場合とする。

○ 助成金額 4,000円／1日（最大13日を限度）

※請求書受付後速やかに精算払いとする

○ 適用期間 令和3年8月25日～9月12日

○ 今後の予定 本日、概要をプレスリリース、県HPに公表する。 準備ができ次第、受付開始とする。